

令和5年度第2回船橋市自立支援協議会 会議録

日 時：令和5年10月26日(木)午前10時から
場 所：船橋市役所 本庁舎9階 第1会議室
出 席：20人(委員3人の欠席あり)
傍 聴 者：1人

議事

- ① 船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況について
- ② 船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況について
- ③ 地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告
- ④ 専門部会開催状況について
- ⑤ 「第4次船橋市障害者施策に関する計画」及び「第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画」の令和4年度実績について
- ⑥ 第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画について
- ⑦ 障害者週間記念事業について
- ⑧ その他

<配付資料>

- ・資料 1-1 障害者虐待対応状況集計表(令和3年度～令和5年度受理分)
- ・資料 1-2 令和5年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧
- ・資料 2 令和5年度船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況
- ・資料 3-1 地域生活支援拠点システム運営状況(令和5年8月末時点)
- ・資料 3-2 令和5年度あんしんねっと緊急対応まとめ(令和5年8月末時点)
- ・資料 4 専門部会開催状況(令和5年度)
- ・資料 5-1 第4次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況(概要版)
(令和4年度実績)
- ・資料 5-2 第4次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況(令和4年度実績)
- ・資料 5-3 第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画の目標値に対する実績(令和4年度実績)
- ・資料 6 第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画(素案)
- ・資料 7 第29回船橋市障害者週間記念事業

開会

障害福祉課長補佐

「それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和 5 年度第 2 回船橋市自立支援協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のなかご出席いただき、ありがとうございます。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第 26 条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。

本日の出席委員についてでございますが、23 名中 20 名のご出席をいただいておりますので、船橋市自立支援協議会設置運営要綱第 7 条第 2 項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立しますことをご報告いたします。

次に、傍聴についてでございますが、船橋市自立支援協議会の会議公開の取り扱い基準第 3 条の規定により、傍聴者の定員は 5 名となっております。

本日は 1 名の傍聴希望者がおります。傍聴を許可するものとして、皆様よろしいでしょうか。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

資料については事前に送付させていただいております。本日お持ちいただくようご案内を差し上げましたが、お持ちでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃいましたらお配りいたしますので挙手をお願いします。

配布資料の確認をさせていただきます。

まず始めに本日の次第、次に席次表、次に資料 1-1 障害者虐待対応状況集計表(令和 3 年度～令和 5 年度受理分)、次に資料 1-2 令和 5 年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧、次に資料 2 令和 5 年度船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況、次に資料 3-1 地域生活支援拠点システム運営状況(令和 5 年 8 月末時点)、次に資料 3-2 令和 5 年度あんしんねつと緊急対応一覧(令和 5 年 8 月末時点)、次に資料 4 専門部会開催状況(令和 5 年度)、次に資料 5-1 第 4 次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況(概要版)(令和 4 年度実績)、次に資料 5-2 第 4 次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況(令和 4 年度実績)、次に資料 5-3 第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画の目標値に対する実績(令和 4 年度実績)、次に資料 6 第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画(素案)、次に資料 7 第 29 回船橋市障害者週間記念事業。

また、当日資料としまして、委員名簿と会報誌のじゃなかしゃばという資料を皆様の机に置かせていただいております。

以上が配布資料となっています。全て揃っていますでしょうか。」

障害福祉課長

「席次表でございますけれども、これは事前にお配りしたものでございまして、若干変わっております。さざんか会の泉委員のところの左側に大久保学園の千日委員に来ていただいておりますが、席次表の方には書いてございません。申し訳ございません。そういうふうになんかちょっと変わっておりますのでご了承ください。お願いします。」

障害福祉課長補佐

「なお、本日の協議会でございますが、会場の都合で12時までには終了とさせていただきますと考えております。議事の円滑な進行について、ご協力をお願いいたします。

また、発言される際の留意事項ですが、ご発言の際にはお名前を最初におっしゃっていただくようお願いいたします。手話通訳者がおりますので、発言のスピードにはご配慮ください。それでは、これより議事進行を小松会長にお願いしたいと思います。小松会長、よろしくようお願いいたします。」

議事①船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況について

小松会長

「皆さんおはようございます。千葉病院の小松でございます。まだコロナ禍が完全に明けていない中で、いろいろな活動が制限されていて、始動したものもあると思うんですけども、まだまだ不完全なものも多いと思います。同時にいろんな課題が浮かび上がってきていると思いますが、事務局から言われているんですけども、12時までという限られた時間の中で、このたくさんの課題を議論するというので、皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは本日の議事事項に入りたいと思います。最初に、議事①船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況についてでございます。事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課相談支援係長

「では説明させていただきます。資料1-1をご説明いたします。こちらは、障害者虐待に係る受理及び対応状況について令和3年度から令和5年8月末時点まで整理した表になります。

表の左1列の虐待類型小計をご覧ください。こちらは各年度と障害者虐待の

類型ごとの受理件数が記載されております。

それでは、表の右 4 列の終結判断をご覧ください。令和 3 年度受理案件の対応状況ですが、養護者虐待の受理件数 13 件が虐待有りとして終結 9 件、虐待無しとして終結 1 件、判断しないとして終結 3 件として対応が終結しております。

施設虐待につきましては、受理件数 15 件が虐待有りとして終結 8 件、虐待無しとして終結 1 件、判断しないとして終結 6 件として対応が終結しております。

使用者虐待については、受理件数 3 件のうち、判断しないとして終結 3 件として対応が終結しております。

続いて、令和 4 年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数 8 件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結 4 件、虐待無しとして終結 0 件、判断しないとして終結 0 件であり、4 件については対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 13 件のうち虐待有りとして終結 2 件、虐待無しとして終結 6 件、判断しないとして終結 4 件であり、1 件については対応中でございます。

使用者虐待については、受理件数 3 件のうち、判断しないとして終結 3 件として対応が終結しております。

最後に、令和 5 年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数 8 件のうち、いずれも対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 6 件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結 1 件、虐待無しとして終結 2 件、判断しないとして終結 0 件であり、3 件については対応中でございます。

使用者虐待については、受理件数 1 件について対応中でございます。

対応継続案件については、案件が安定化し、対応が終結し次第、虐待防止対応連絡会議へ報告してまいります。

受理件数の全体の推移についてですが当年度は 8 月末時点で 15 件の受理件数となっております。

このペースでの通報が続けば、最終的には前年度よりも受理件数が増加することが予想されます。

なお、その他、通報者、障害種別、虐待種別等に顕著な傾向はみられないことを申し添えます。資料 1-1 の説明は以上になります。

続いて、資料 1-2 をご説明します。

こちらは、虐待防止対応連絡会議の開催状況を整理した表になります。集計時点は令和 5 年 8 月末現在です。それぞれ、開催日時、虐待類型、協議件数の順に報告いたします。

令和 5 年度の第 1 回目の会議は 5 月 24 日に行われており、件数は、養護者虐待が 2 件、施設虐待が 2 件でした。

第2回目の会議は8月23日に行われており、件数は、養護者虐待が1件、施設虐待が5件、使用者虐待は3件でした。

以上、2回の会議結果を踏まえての終結等の協議状況について、事務局より協議状況のみご報告します。なお、個人情報保護の観点から個別案件の詳細についてお伝えできませんことをご了承ください。

それでは、表の合計のところをご覧ください。養護者虐待について、協議案件累計3件のうち、虐待の疑い有りとして終結3件。

施設虐待について、協議案件累計7件のうち、虐待の疑い有りとして終結1件、虐待の疑い無しとして終結4件、虐待の判断に至らず継続2件。

使用者虐待について、報告案件累計3件のうち虐待の判断に至らず県に報告として終結3件。

資料1-1、1-2についての説明は以上です。」

小松会長

「ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問をお願いします。山田委員お願いします。」

山田委員

「ご報告ありがとうございました。ちょっと教えていただきたいんですが、資料1-1で、例えば令和4年度対応継続5件となっていますが、これはその年度を持ち越して継続ということはあるのでしょうか。もしあるとすれば、その数字はどこにあるのかということをお願いしたいです。」

障害福祉課相談支援係長

「令和4年度の年度合計のところの対応継続5件ということですが、令和4年度に受理した案件について、まだ対応が継続しているという件数が5件という形になります。引き続き継続して対応しているという状況でございます。」

小松会長

「山田委員、よろしいでしょうか。」

山田委員

「ありがとうございました。そうしましたらこの5件は、令和4年度の継続ということで、また令和5年度、これはまたそれと別に新たに対応していると思えばよろしいんですね。」

障害福祉課相談支援係長

「そうでございます。現在、令和 5 年度に受理して対応継続しているのは 12 件でございます。それが一番右下の数字になります。」

山田委員

「ありがとうございます。」

小松会長

「ほかにいかがでしょうか。大変基本的なことなんですけども、虐待有りと終結と書いてありますが、虐待有りとした時の後のですね。対処というのは決まっているんでしょうか。」

障害福祉課相談支援係長

「虐待有りとして終結した案件に関しては、基本的に対応が終わった時点で報告させていただいていまして、その対応が済んだ時点で虐待があった。ただ対応の方は基本的には対応して終結をしていると。対応は終わっているという形で、その時点でご報告をさせていただいております。」

小松会長

「ありがとうございます。それでは次にまいりたいと思います。」

議事②船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況について

小松会長

「議事②船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況についてでございます。事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課相談支援係長

「障害者差別解消支援地域協議会の令和 5 年度開催状況についてご説明いたします。資料 2 をご覧ください。

障害者差別解消支援地域協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、市が平成 29 年 5 月に設置したものです。

この協議会は、障害者差別に係る相談事例の共有及び意見交換等を行うことにより、参加関係機関の相互理解、ネットワークの構築等を通じ差別解消の取り組みが推進されることにより、障害のある人もない人も共生する社会の実現に

資することを目的としております。

第1回は令和5年9月19日に開催いたしました。

議事事項1、2は資料のとおりです。議事事項3では、障害と障害のある人への理解啓発を目的とした障害者理解啓発ポスターの入選作品を選定いたしました。今年度は112点と非常に多数の応募をいただき、そのうち1点を入選作品、19点を優秀作品として選定させていただきました。入選作品については障害者理解に関する広報用ポスターに使用し、入選作品及び優秀作品については作品集を発行予定です。

議事事項4では、令和3年に公布された障害者差別解消法の一部を改正する法律について令和6年4月1日に施行されることが決まったため、改正法が反映された国の基本方針をもとに変更点の情報提供を行いました。

主な改正内容としては、事業者による合理的配慮の提供の義務化、市町村、都道府県、国、相互間の連携強化や相談体制の充実、また、障害者差別の解消の支援措置の強化として、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上となります。

これを受け新たな動きとして、国において事業分野ごとの相談窓口の明確化、法令説明や適切な相談窓口につなぐ役割を担う相談窓口の設置、事例のデータベース化などが進められています。

議事事項5では、障害者差別事例の共有及び意見交換を行いました。

以上が差別解消支援地域協議会の開催状況の報告となります。」

小松会長

「ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問ございますでしょうか。山田委員お願いします。」

山田委員

「度々申し訳ありません。この協議会の委員ということでちょっと補足をさせていたただきたいと思います。

このポスターですけれども、このポスターは船橋市内の小学校の小学生の皆さんの夏休み中の課題ということで、学校で色々紹介してくださっていて、この112点っていうのは今までで一番多いんです。本当にうれしい悲鳴という感じでこのなかから採用者の1点を選ばせていただきました。

また、ポスターができましたら皆様に配られると思いますので、是非掲示していただければと思います。

あと4番の差別解消法の改正ですけれども、これは非常にまた大きなことで今まで行政機関のみに課せられていた合理的配慮の義務というものが事業者に

も課せられるということで、これは前回から私が問題提起させていただきました保育所における障害のある子供の受け入れの問題。これについてその民間の事業者である私立保育園も、この障害者差別解消法の改正によって、その義務が課せられるというところが非常に大きな方向転換のポイントでございました。

以上です。ありがとうございます。」

小松会長

「山田委員、情報提供ありがとうございました。ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に進みたいと思います。」

議事③地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告

小松会長

「次に議事③地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告でございます。」

障害福祉課相談支援係長

「地域生活支援拠点システムの運営状況について報告いたします。資料 3-1 をご覧ください。なお、本資料は 8 月末時点のデータとなっております。

まず、1 緊急受け入れ対応状況についてです。緊急性の高い相談のうち、連絡を受けた関係機関から、短期入所等の緊急対応が必要と見込める相談案件については、拠点コーディネーターにて対応することとなります。必要により短期入所施設等を調整し、対象者を一時的に保護した上で、当人や関係サービス事業者と協議・調整を進めながら、地域生活に向けての支援を行っております。

今年度は 8 月末時点で 9 件の対応を行っております。障害種別の内訳は、精神障害 2 件、知的障害 4 件、身体障害 1 件、精神知的障害重複 2 件となっております。

なお、緊急対応の内訳につきましては、次の資料 3-2 をご覧ください。緊急対応状況の詳細を記録した表となっております。拠点コーディネーターは、短期入所施設やグループホームといった社会資源を活用しながら協力依頼を行い、緊急受け入れの対応を行っております。

それでは、資料 3-1 に戻ります。2 の事前登録状況についてです。緊急時に支援が見込めない世帯については、そのような事態になる前に事前登録申請をいただき、拠点コーディネーターとの面談を通じて、緊急受け入れ時に必要な情報を収集し、実際の緊急時の実支援に役立ております。

令和 5 年 8 月末時点で 363 人が登録しており、障害種別の内訳は、精神障害 51 人、知的障害 224 人、身体障害 20 人、身体知的重複 50 人、精神知的重複 11 人、身体精神重複 5 人、3 障害重複 2 人となっております。

こちらにつきましても、今後も順次、面談の実施、台帳作成と情報の整理を進めてまいります。

資料をめぐっていただき、3、グループホーム連絡協議会についてです。

事務局では、参加事業者の毎月の空き情報等を収集し、関係機関への情報提供を行っております。また、新たにグループホームの立ち上げや運営に関する支援等の相談を受けています。協議会の第 1 回目を 5 月 23 日に開催し、主に会員の皆様でグループホーム所在地区ごとでのグループワーク、意見交換会を行いました。

資料をめぐっていただき、4 の地域生活支援拠点システム運営委員会開催状況についてです。

当該システムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善にあたることで、継続的な発展を目指すものです。このチェック機能を担う組織として、拠点運営委員会を発足しております。

今年度は第 1 回を 7 月 21 日に開催し、来年度の完成を目指している活動報告書の作成方針や困難事例ケースの情報共有を行い、委員の皆様から意見を伺いました。この結果を地域移行・福祉サービス部会へ報告しております。資料 3 の報告は以上です。」

小松会長

「ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問がございますでしょうか。相当緊急な案件が多いような感じでありますね。本当に対応していただけてよろしいでしょうか。では、ないようでしたら次に進みたいと思います。」

議事④専門部会開催状況について

小松会長

「次に議事④専門部会の開催状況についてでございます。まず事務局から報告お願いいたします。」

障害福祉課計画係長

「専門部会の開催状況についてご報告させていただきます。資料 4 をご覧ください。令和 5 年の 5 月以降に開催されました専門部会についてのご報告となり

ます。就労支援部会が1回、地域移行・福祉サービス部会が1回、権利擁護部会が1回、障害児部会が1回開催されております。

それぞれの会議の詳細については、部会に出席されている委員から、この後報告させていただきます。以上でございます。」

小松会長

「それでは、就労支援部会について、古市委員から報告をお願いします。」

古市委員

「令和5年度の就労支援部会は、今年度につきましては1回、8月30日に開催いたしましたので、その会議内容につきまして報告いたします。主な内容といたしましては4点ほどございます。

まず、1つ目は障害者就労支援事業所等合同説明会についてです。

こちらは特別支援学校や特別支援学級に在籍する生徒の保護者の方などに対して、生活介護や就労継続支援B型を中心とした事業所がブースを設けて活動内容を紹介し、情報を提供する事業です。

会議では、各部会員より開催にあたっての意見収集を行いました。昨年度までは、特別支援学校を会場とし、保護者の方を中心にご参加いただいておりますが、今年度は離職中や仕事につけていない市内障害者の方にもご参加いただけるような形で会場を船橋市役所本庁舎に変更し12月14日に開催を予定しております。

その際、来場者数やアンケートを取りまとめの上、障害福祉課より実施報告を受ける予定となっております。

2点目は、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修についてです。

こちらは一般企業や福祉施設の職員が一般就労におけるスキル連携を深めるための研修で、今年度は障害者を知ろう、職場の職員の理解を促すためというテーマで、千葉県精神科医療センターの看護師の方を講師としてお呼びし、12月5日に開催する予定です。

会議では、各部会員より開催にあたっての意見収集を行いました。研修開催後は参加者のアンケート結果を集計し、障害福祉課より実施報告を受ける予定となっております。

3点目は、部会員の構成についてです。

こちらは就労支援部会員の今後の構成について、現在の就労課題に即して追加すべき団体があるかなどを、発足当初からの所属団体の変遷を確認しながら、各部会員より意見等を提案いたしました。

最後に、第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画につい

てです。市担当者から計画の概要、構成及び現行計画からの主な変更点について説明を受け、障害者就労の観点から各部会員より意見等を提案いたしました。

簡単ではございますが、就労支援部会の報告は以上となります。」

小松会長

「ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。ないようでしたら、次にいきたいと思います。地域移行・福祉サービス部会について住吉委員から報告をお願いいたします。」

住吉委員

「地域移行・福祉サービス部会では、8月25日に第1回目の部会を開催しました。

まず検討事項として、訓練等給付の標準利用期間の延長の取り扱いの見直しについて、現在の船橋市の延長状況と他市の延長状況について、事務局より説明があり、延長について基準を設けたい旨の提案がありました。

委員より船橋市が延長を長年認めてきた経緯や対象者の延長理由について質問があり、また基準を設ける際に利用者に不利益が生じないように配慮してほしいとの要望もありましたが基準を設けることについては承認を得ました。

次に報告事項が5件ありました。

1つ目は、事務局より医療的ケア児者への移動支援のアンケート結果の報告がありました。委員より医療的ケア児者の支援の難しさについての感想がありました。

2つ目は、日中サービス支援型共同生活援助事業について、社会福祉法人高嶺福祉会よりグループホームなつみの家、社会福祉法人大久保学園より大久保学園第二共同生活援助事業所の運営について、それぞれご報告いただきました。

委員より、入居者が持っているニーズや相談支援事業者との関わり方、医療機関との連携や診察に関しての質疑がありました。

3つ目は、第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画策定に関する説明が障害福祉課計画係長よりありました。委員より、短期入所の支援の見込み量や文章の記載についての質問がありました。

4つ目ですが、令和4年度地域生活支援拠点システム運営状況と令和4年度あんしんねっと船橋緊急対応について、委員よりご報告いただきました。

5つ目として、障害者（児）総合相談支援事業の窓口増設の進捗状況について障害福祉課相談支援係長より説明がありました。

以上で地域移行・福祉サービス部会の報告を終わります。」

小松会長

「はい、ただいまの報告につきましてご意見やご質問はございますでしょうか。特にないようでしたら、次に進みたいと思います。権利擁護部会について山田委員からお願いします。」

山田委員

「権利擁護部会のご報告をさせていただきます。8月29日に第1回の部会が開催されました。

まず、第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画についてです。

まず、第7期船橋市障害福祉計画と第3期船橋市障害児福祉計画、この素案が示されました。それについて各委員から意見を申し述べました。このなかで何人かの委員から出たのは、権利擁護という観点から、障害のある方に関わる私達自身、事業所もありますし、職員もありますし、その方達で研修が特に必要なのではないかと。今までもふらっと船橋や色々なところで研修を行っていただいています。それを継続し、さらに充実させていくように希望するという意見が複数出されました。

次に、船橋市における権利擁護の中核機関ということで、新たに船橋市成年後見制度の利用促進基本計画というものが策定されたということ。そして地域包括ケア推進課の中に権利擁護サポートセンターが設置されたということに関して、地域包括ケア推進課の職員がいらしてご説明いただきました。障害のある人と高齢者に対するものと、これを包括的に考えていこうという方向性だと受け取りました。

次に部会の構成についてですけれども、権利擁護部会員の今後の構成についてさらに加えるべき団体があるかどうか等について協議をいたしました。

最後に今後の権利擁護部会の開催についてです。特に予定はまだ決まっておらず、権利擁護に関するその先の新たな団体を入れたほうがいいのかとか、各種会議体を整理した上で今後の開催や議題について考えていくということで各部会員も了承いたしました。以上で簡単ではございますが報告です。ありがとうございました。」

小松会長

「はい、ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。それでは、ないようでしたら、次は障害児部会ですね。障害児部会のご報告を村田委員から報告をお願いします。」

村田委員

「令和 5 年度第 1 回障害児部会は 8 月 21 日に開催をいたしました。

議事は第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画の障害児福祉計画部分について。その他報告事項となっております。

障害児福祉計画ですが、始めに事務局が作成した計画案の説明が行われました。委員からは今後の保育園に関する障害児受け入れ方針に関することや、相談支援の状況など幅広く意見や質問が挙げられています。

部会後に修正を行い、本日の資料として配布されています。その後、事務局より議事の 6 番にて説明があります。

その他、報告事項として慢性疾患児童等地域支援協議会について、発達支援児の保育園受け入れについての 2 点の報告が行われました。

慢性疾患児童等地域支援協議会については、始めに同協議会の部会として令和 5 年 2 月に初めて開催した医療的ケア児等コーディネーター部会の報告が事務局から行われました。

次に、令和 5 年 8 月に開催した同協議会、本会の報告として受け入れ先の確保、災害対策、相談支援の充実を議題に意見交換が行われたこと。また、慢性疾患児童等その家族を対象とした実態把握調査が 5 月に行われたことの報告が行われました。

最後に発達支援児の保育園の受け入れですが、山田部会員より現在の関係各々の話し合いの進捗状況の報告が行われました。

5 月と 7 月に行われた話し合いでは、市内の保育園について引き続き障害のある子の受け入れを進めていくことや保護者より船橋市のインクルーシブ保育に関する要望が出され、関係各課において引き続き検討していくこととなった旨の説明を受けております。

障害児部会からは以上になります。」

小松会長

「ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。では、ないようでしたら以上で議事 4 について終わらせていただきます。」

議事⑤「第 4 次船橋市障害者施策に関する計画」及び「第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画」の令和 4 年度実績について

小松会長

「次に、議事⑤第 4 次船橋市障害者施策に関する計画及び第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画の令和 4 年度実績についてでございます。

す。それでは、事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課計画係長

「議事 5 についてご報告いたします。こちらは第 4 次船橋市障害者施策に関する計画、第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画に関する、令和 4 年度、昨年度における進捗状況の報告となっております。

この 2 つの報告は関連する事項も多いことから、2 つの計画の実績を合わせてご報告させていただいた後、皆様からご意見を伺いたいと思います。

なお、2 つの計画につきましては、それぞれ第 4 次障害者計画、第 6 期福祉計画と略称にてご説明させていただきますのでご了承ください。

まず、第 4 次障害者計画の令和 4 年度進捗状況について報告させていただきます。

資料 5-1 の 1 ページをご覧ください。第 4 次障害者計画は、令和 4 年 1 月に策定しました障害者基本法に基づく計画です。

2 ページをご覧ください。第 4 次障害者計画においては、3 つの重点課題を示しており、まずその取り組み状況についての報告となります。

まず、①住み慣れた地域で安心して暮らすための支援についてです。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域生活を支援する相談支援体制の整備と障害のある人とその介護者の高齢化や親亡き後に備えた取り組みを行います。また、市民に対して、障害や障害のある人についての理解の促進を図ります。

基幹相談支援センターふらっと船橋を軸に、障害のある人や障害のある子供とその家族が、身近な地域で相談できるよう、総合相談窓口の複数設置を進めています。令和 4 年度には、西部地域に市内 3 か所目となる新たな相談窓口をヴェルフ藤原に委託することで開設し、相談者の利便性及び支援の質の向上を図りました。

また、地域で生活する障害のある人やその家族が安心して地域で生活し続けられるための支援体制を整えるために、地域生活支援拠点事業を実施しています。令和 4 年度は緊急時の相談や短期入所の一時受け入れの調整を行う拠点コーディネーターを中心に緊急時の相談や短期入所の一時受け入れの調整を 37 件行いました。

そして、12 月 3 日から 9 日の障害者週間の行事としまして、障害者週間記念事業を開催し、障害及び障害のある人への理解の促進を図っております。令和 4 年度は障害者就労施設等による合同販売会、障害のある方が制作した作品の作品展を開催しましたほか、補助犬の理解啓発を目的とした補助犬をもっと知ろうコーナーを設置しました。

続きまして、②就労支援の推進についてです。働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を発揮することができるように、一般就労の支援のほか、就労継続支援 B 型等の福祉的就労の工賃向上を図ります。適切な就労相談を受けられるような環境整備を行い、就労後の定着に向けた支援を行います。

就業面及び生活面における一体的な相談支援を行う機関である、障害者就業・生活支援センターへ就労支援員の配置のための補助金を引き続き交付することで、機能強化を図っております。令和 4 年度に、障害者就業・生活支援センターで作業活動を通じた適応訓練や企業面接の同行、履歴書作成のサポート、適職等の提案などの支援を受けて、就職した件数は 27 件でした。

企業従業員や障害福祉サービス提供事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を習得するため、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を実施しております。令和 4 年度は発達障害者の就労支援をテーマに研修を開催し、障害のある人の就労支援の推進に努めました。

また、毎年船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達目標金額を定めまして、目標金額の達成と障害者就労施設等の受注機会の確保に努めています。令和 4 年度は公園清掃業務委託やふるさと納税返礼品提供業務委託などの発注額の増加により、目標を達成しました。

続きまして、③障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実についてです。こちらにつきましては、療育支援課からご報告させていただきます。」

療育支援課整備計画係長

「障害のある子供に対する支援体制の拡充のため、子供のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

こども発達相談センターでは、心理発達相談員などの専門職が子供の発達に関する心配事の相談に応じ、相談待ちの状況については、最初に面接する受理面接の実施枠を拡充することで、相談待ちの縮減を図りました。

特別な配慮を要する子供の就学及び教育については、こども発達相談センターから総合教育センターや小学校に引継ぎのための連絡票を送付し、子供の状況を伝えることで適切な教育が受けられるよう支援しました。また、障害児等の教育・保育環境の充実を目指して、市内の幼稚園や保育所等 143 か所を訪問し、巡回相談を行いました。

家族や関係機関がともに関わることを目的としたライフサポートファイルについてですが、活用を促進するためサイズや内容を見直して改訂版を発行しました。

船橋市東簡易マザーズホームでは、保護者の要望を受け、医療的ケア児を含む

通所児童に対し、母子分離事業を令和3年度から継続して行いました。また、児童発達支援センターにおいて専門的な支援が行えるようにするため、同センターに対して運営費の補助を行いました。

また、障害のある子供への理解を深めることを目的に幼稚園等職員向けに発達支援のための講演会、一般市民の方向けに市民のための講演会を開催いたしました。子供の地域社会への参加インクルージョンを推進いたしました。

説明は以上です。」

障害福祉課計画係長

「重点課題の取り組みとしては以上となります。続きまして、5ページをご覧ください。

各論及び推進体制の評価と今後の方向性についてご報告いたします。

第4次障害者計画では、施策の体系として、分野を7つに整理し、それらの施策を推進するための推進体制として示しております。

今回、これらの各施策や推進体制について、所管課の評価や今後の方向性を示しております。

6ページと7ページが、評価と今後の方向性をまとめたものになります。本日は全体的な内容について説明させていただきますので、詳細については、ご覧になっていただければと思います。

それでは、6ページをご覧ください。評価としましては、全体の約84.3%がA評価となっており、全体的には概ね順調に計画が進捗していると言えます。

続きまして、7ページをご覧ください。各施策等の今後の方向性につきましては、拡大もしくは継続という結果となっております。

続きまして、8ページをご覧ください。第4次障害者計画においては、成果目標としまして19の数値目標を設定しました。評価につきましては、A評価が11項目、B評価が6項目、D評価が2項目という結果となっております。

10ページをご覧ください。先ほどご説明いたしましたD評価となっているのは、整理番号340番、341番の国民健康保険加入者の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の項目になります。こちらは現時点で実績が未確定のため、評価できないということからD評価となっております。

続きまして、整理番号342番をご覧ください。通級指導教室設置校数についてです。第4次障害者計画に記載している目標値に、設置校数の内訳に本務校と兼務校を追記しております。本務校とは通級指導教室が開設されております学校。兼務校とは通級担当職員が本務となる学校以外において通級による指導を行う学校のことです。令和4年度時点の状況としては、①言語障害通級指導教室は本務校5校、兼務校4校。②発達障害通級指導教室は本務校9

校、兼務校 8 校。③難聴通級指導教室は開設工事中となっております。引き続き、通学の利便性を考慮し在籍する児童生徒の状況を把握した上で、教員が指導場所を兼務する兼務校を年度ごとに見直し設置していきます。

続きまして、整理番号 344 番をご覧ください。障害者雇用促進就職面接会の参加者数についてです。令和 4 年度実績は 41 名となっております。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症のため、開催中止となり、令和 3 年度、令和 4 年度は面接を予約制としたため、計画策定時に基準とした令和元年度の参加者数と比較して、参加者数が減少しております。

今後の方向性については、拡大もしくは継続という結果となっております。

第 4 次障害者計画の令和 4 年度の進捗状況については、以上でございます。

引き続き、第 6 期福祉計画の目標値に対する令和 4 年度の進捗報告を行わせていただきます。

資料 5-3 の 1 ページをご覧ください。第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画は、令和 3 年 3 月に策定しました障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画で、令和 3 年度から 5 年度までを計画期間としております。

4 ページをご覧ください。福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標についてでございます。

まず、①の施設入所者の地域生活への移行についてでございます。下の表の令和 4 年度までにおける実績値をご覧ください。令和 2 年度から令和 4 年度までの間に施設から地域生活に移行した方は、合計で 13 人おりました。引き続き、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えるサービス体制の構築を図ることにより、障害のある人が地域生活に移行しやすい環境を整備してまいります。

続きまして、6 ページをご覧ください。②の施設入所者数の削減について説明いたします。下の表の左側、令和 4 年度末の施設入所者数は 259 人となっております。令和元年度末の入所者数から 14 人減っておりますが、今後も施設入所支援の需要はあるものと見込んでおります。

続きまして、7 ページをご覧ください。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてご説明いたします。令和 3 年度から、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を船橋市が実施主体となって行っており、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、船橋市地域精神保健福祉連絡協議会にて代表者会議を実施しました。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会にて、実務者会議をオンラインで実施いたしました。

続きまして、8 ページをご覧ください。地域生活支援拠点等が有する機能の充実について説明いたします。地域生活支援拠点等の整備については、令和元年 10

月に地域生活支援拠点システムあんしんねっと船橋の運用を開始しました。本システムの各機能の実施状況や問題点等を報告し、解決に向けた方策を検討する拠点運営委員会において、令和4年度は運営評価及び検討を1回実施しました。

続きまして、9ページをご覧ください。①の福祉施設から一般就労への移行者数についてでございます。令和4年度の福祉施設から一般就労への移行実績は189人でした。サービス別に見ますと、就労移行支援からの一般就労者数が一番多く、146人、就労継続支援A型からは29人、就労継続支援B型からは4人でした。一般就労の実績の内訳は、10ページ以降に事業所ごとの移行者数が記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、13ページをご覧ください。②の就労定着支援事業の利用者数についてでございます。一般就労への移行者のうち、就労定着支援を利用する割合は、令和4年度の実績は55%でした。主に就労移行支援を利用して一般就労した方が就労定着支援を利用しております。

続きまして、14ページをご覧ください。③の就労定着支援事業の利用者数についてでございます。こちらは、市内13か所の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合となります。令和4年度の実績は、就労定着率が8割以上の事業所は7事業所でございます、割合としては54%となりました。

続きまして15ページとなりますが、こちらにつきましては、療育支援課からご報告させていただきます。」

療育支援課整備計画係長

「障害児支援の提供体制の整備等につきまして、①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実につきましては、令和4年度におきましても本市2か所設置されております児童発達支援センターへ運営補助を継続し、専門的な支援を受けられる体制としております。また、保育所等訪問支援の実施体制の構築及び活動のため、制度の周知など連携を図っております。

続きまして16ページ、②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保につきましては、それぞれの事業所は既に各1か所以上確保されており、地域における課題の整理等を行いながら新体制の充実を図っております。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置につきまして、令和4年度におきましては、船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会において関係機関と協議を行うことに加え、行政研修を受講した

障害児相談支援専門員 6 名を医療的ケア児等コーディネーターとして配置いたしました。

またそのコーディネーターを中心とした会議体を協議会の部会と位置づけ協議を行っているところです。

説明は以上です。」

障害福祉課計画係長

「続きまして 17 ページをご覧ください。相談支援体制の充実・強化等についてでございます。本市の相談支援体制については、基幹相談支援センターふらっと船橋を中心に、様々な障害種別に対応した総合的専門的な相談支援を実施しております。令和 4 年度は、訪問等により、FAS-net 会員への指導・助言を行いました。また、研修や会議を定期的で開催し、相談支援事業者の人材育成や連携強化の取り組みを実施しました。

続きまして、18 ページをご覧ください。障害福祉サービス等の質の向上についてでございます。本市では、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みを継続して実施しております。障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、千葉県が実施する障害支援区分認定調査員研修、障害者虐待防止権利擁護研修に市職員が参加しました。事業者向けの障害福祉サービス事業者等集団指導については、通常は対面の講習形式で行っていましたが、令和 4 年度はホームページ上での動画視聴及び資料掲載の形式で行いました。個別の実地指導も実施しており、サービス提供費用を請求した内容についての具体的な指摘事項の例は、集団指導で周知しています。

続きまして 19 ページとなりますが、こちらにつきましては、療育支援課からご報告させていただきます。」

療育支援課整備計画係長

「発達障害者等の支援についてでございます。取り組みといたしましては、こども発達相談センター主催で行っているペアレントトレーニングと、たんぼぼ、ひまわり親子教室主催で行っているピアサポート活動、また、千葉県が養成研修を行っているペアレントメンターの人数を記載しております。新型コロナウイルスの影響を受け、ペアレントトレーニングとピアサポート活動への参加実績につきましては、令和元年度実績と比較しても減少となっております。

説明は以上です。」

障害福祉課計画係長

「続きまして、20 ページをご覧ください。20 ページ以降に障害福祉サービス及

び相談支援の見込み量と実績について記載しております。

障害福祉サービスの見込み量と実績につきましては、特徴的な点をご説明させていただきます。

23 ページをご覧ください。(4)日中活動系サービスⅢのうち、短期入所は、新型コロナウイルス感染症が流行した当初の令和元年度は利用日数、利用人数ともに減少しましたが、令和3年度以降再び増加しております。

また、下段(5)居住系サービスのうち、共同生活援助につきましては、毎年利用人数が増加しており、需要が見込まれることから、引き続き、グループホームを運営・整備する事業者に対する補助などのほか、入所している方々の安全確保のためのスプリンクラー設置補助などを行います。また、重度障害者や医療的ケアが必要な障害者の需要が見込まれる短期入所併設の日中サービス支援型グループホームの施設の新築に係る整備費について、国の助成制度を活用し補助を行います。

これらの補助を行っていくとともに、船橋市障害福祉施設連絡協議会及び船橋障がい者地域福祉連絡会と連携を図ってまいります。

25 ページ以降は地域生活支援事業の見込み量と実績を記載しております。

26 ページをご覧ください。(3)相談支援事業のうち、障害者相談支援事業についてです。令和元年度の自立支援協議会から障害者(児)総合相談支援事業の相談窓口複数化の提言を受けて、令和4年度には市内3か所目となる相談窓口を開設しました。引き続き、市内の事業者への委託により相談窓口の複数化を進め、市内の相談支援体制の充実を図ってまいります。

続きまして、35 ページをご覧ください。こちらにつきましては、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量と実績を記載しております。

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用日数の実績が見込みを上回っており、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、利用日数の実績が見込みを下回っております。

36 ページをご覧ください。こちらは障害児相談支援の実績になります。こちらの実績は見込みを上回っております。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の目標値に対する実績の報告は以上でございます。」

小松会長

「ありがとうございました。大変膨大な資料です。

資料5-1は資料5-2の要するにまとめと言いますか、だから資料5-2にはほとんどあって、むしろそのなかのエッセンスと言いますか、サマリーを資料5-1をご説明いただいたという話だと思います。資料5-2が全てを網羅して載ってい

るということだと思います。

ただいまの報告につきましてご意見ご質問ございましたらお願いいたします。
山田委員お願いします。」

山田委員

「度々すみません。今ご説明をいただいた 5-3 につきまして、19 ページのペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数が減っているということをお聞きしたんですけれども、このトレーニングは有効で、ご相談を受けたお母さんがこのトレーニングを受けて子供の理解が進んだというお話も来ております。過去にですけれども。それでこれが減ってしまったっていうのは大変残念で、これをまたもっと多くの方に受けていただくための工夫というようなものはどうなんでしょうか。」

療育支援課長

「減った理由なんですけど、コロナの影響がかなりありまして、令和 2 年の後期。前期と後期で事業開催しているんですけど、後期あたりから定員数を減らして開催をしていました。それが令和 3 年、令和 4 年ということで同じ定員でやらざるを得なかったといったところが減った理由です。定員数を当初は 10 人だと思っただけなんですけどこれを 5 人に減らしたっていうのが一番の理由です。コロナが 5 類になったっていうようなところがありますので、徐々に定員数を増やしていくというような状況が今後考えられます。」

山田委員

「ありがとうございました。」

小松会長

「希望者が減ったわけではないんですね。ほかにいかがでしょうか。清水委員、お願いします。」

清水委員

「2、3 ほど。資料 5-3 の 29 ページのところの 9 の移動支援事業。そもそも移動支援事業、市内の事業者数が減少している部分で、なかなかマッチングしないので見つかりにくいということで利用が減っているところの実態は把握しているんですけども、その下の福祉リフトカー事業っていうところの見込みを下回っていると。これを資料 5-2、18 ページのナンバー 37 に、効率的な利用方法を図りつつというのは何なのかっていうところと、あとこの事業の利用

に関しての冊子から見ると、なかなかホームページを見てもこの効率的っていうところの部分がちょっと分かりにくくて、もしこれが利用頻度が上がるのであればほかの利用、この対象になっている方達がもう少し使いやすくなるのかなんていうようなところの懸念があってお聞きしています。」

小松会長

「回答はよろしいでしょうか。質問の主旨は、利用しにくいような状況というふうに。」

清水委員

「コロナとか、もろもろの状況があると思いますけども、下回っているということ自体と効率的な利用方法の因果関係がもしあるのであれば、見込み、この先の計画のなかの改善に加わるのかなと思って聞いております。」

小松会長

「ということですからけれども回答よろしいでしょうか。」

障害福祉課長

「リフトカーの効率的利用法ということでよろしいですか。」

清水委員

「その方法と実際下がっているの、それが本当に効率的だったのかっていう検証があるのかどうか。」

障害福祉課長

「福祉リフトカー事業につきましては、社会福祉協議会に委託している事業でございます。重度の障害者の方がリフト付きのバスというか、そういう車に乗せてどうしても必要な時に無料で使えるものでございます。例えば電話で予約しながら使っていただいております、バスについても2台ございます。予約が埋まってしまった場合は使えないだとか、予約方法も毎月予約をして、抽選みたいな形でやっています。後は同じ方がたくさん使われているとかいう状況もございますので、今までそういう活用をしていたんですが、そういうものについて、もう少し公平的にと言いますか、空いている時間をうまく活用していただい、なるべくリフトカーの空き時間がないように稼働できるようなことを今福祉協議会とも話をしていますので、効率的なというのはそのことを指してまして、こういうことも考えながらやっていきたいということで、ここに書かせていた

だいております。

以上でございます。」

小松会長

「よろしいでしょうか。同じ方が何回か使用するという話が出ましたが、そもそもリフトカーがあるということの周知と言いますかね、広報についてはどうなっているのでしょうか。各事業所にそういった広報がなされているのか。」

障害福祉課長

「広報については、ホームページだとか、一般の利用者の方に対してなのでそういうところで広くは周知させていただいているんですが、確かに使われている方が一部、すべからくたくさんの方が使われているという状況ではございませんので、周知方法についても効率的な活用というなかで一緒に考えていきたいなと思っていますところでございます。」

小松会長

「知っている人は知っているから何回も使う。だけど、知らない人は知らないということになりはしないかなと今話を聞いてそう思ったんですけども、その辺を検討お願いいたします。ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。それでは次に進みたいと思います。」

議事⑥第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画について

小松会長

「次に議事⑥ですね。次に、議事⑥第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画についてでございます。それでは、事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課計画係長

「本日は令和 6 年度から 8 年度までを計画期間とする第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画の素案について、ご説明させていただきます。

資料 6 をお手元にご用意ください。始めに 3 ページをご覧ください。計画の位置づけでございます。本市において、障害に関する計画は、現在 2 つあります。1 つが、障害者基本法に基づく、障害者施策に関する計画です。もう 1 つが、

本日ご説明します福祉計画になります。福祉計画は、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保するための目標や見込み量などを定めております。

続きまして、4ページをご覧ください。本市の計画体系における位置づけです。福祉計画は、本市の最上位の計画である船橋市総合計画の個別計画です。また、福祉分野の上位計画である第4次船橋市地域福祉計画やその付随計画の重層的支援体制整備事業実施計画や市のほかの関連計画との整合性を図っております。

続きまして、5ページをご覧ください。こちら計画の期間となります。今回の福祉計画の計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間となります。

障害者計画と福祉計画との計画期間や内容の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。

続きまして、6ページをご覧ください。6ページから8ページは、前回の福祉計画の策定以降の取り組みとなります。地域で自立した生活を送るための施策、一般就労を促進するための施策、障害のある子供や発達が気になる子供に関する相談体制及び療育施設の充実を記載しております。

9ページをご覧ください。計画の基本理念となります。第6期の計画と同様に7つありますが、このうちの(4)地域共生社会の実現に向けた取り組みの4行目、地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画についての記載が新たに追加した部分です。また、(6)障害福祉人材の確保・定着の定着についても新たに記載する部分となります。

続きまして、12ページをご覧ください。12ページから28ページまでが障害福祉サービスなどの各サービス及び事業の説明となっております。なお、15ページの就労選択支援につきましては令和7年10月施行予定となっております。

続きまして、ページが少し飛びますが、29ページをご覧ください。国の基本指針に示されている市町村の目標を記載しております。29ページから31ページまで、国が示している目標を記載しておりますが、実際に本市でどのような目標を定めるかなどの詳細につきましては、32ページ以降でご説明いたします。

それでは、32ページをご覧ください。福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標となります。こちらにつきましては、国の基本指針で①施設入所者の地域生活への移行者、②施設入所者数の削減の2つの項目が設定されております。

施設の入所者については、障害のある人の重度化・高齢化が進んでおり、専門的な支援を必要とする方が増えております。本市における地域移行者数は増加傾向にありますが、定員に空きが生じても新たな利用者で埋まってしまう状況となっております。

また、障害のある人の地域生活の場として、グループホームの重要性は高まっており、今後も増え続けるグループホーム利用者の重度化・高齢化を見据えますと、高い専門性を持つ入所施設の存在がグループホームを下支えする重要な役

割を果たすと考えております。

これらの状況を踏まえ、目標と取り組みを定めます。

本市においては、①施設入所者の地域生活への移行の目標につきまして、令和元年度末時点の施設入所者が令和4年度末までに13人地域に移行した実績を考慮しまして、令和4年度末の施設入所者が8年度末までに地域生活に移行する人数を17人の7%と見込んでおります。

続いて、33ページをご覧ください。施設入所者数の削減についてです。

国の基本指針では、施設入所者数を削減するとされております。本市では、障害のある人の増加、高齢化、重度化が進むなか、専門的な支援を必要とする障害のある人は増え続けると見込んでいることから、施設入所支援利用者の削減は困難であると考えますが、これまでの地域生活への移行等の状況を踏まえ、施設入所者の削減数については13人、5%と見込みます。

なお、こちらの目標の人数の基準は施設の定員ではなく、船橋市援護者、つまり船橋市が支給決定を行っている方が基準となっております。

地域移行等の目標のための主な取り組みにつきましては、34ページに記載しております。

35ページをご覧ください。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてです。こちらにつきましては、都道府県が実施主体となる項目もありますが、本市においては、都道府県が設定する目標を達成するための活動指標として、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数や精神障害者の各サービスの利用者数の見込みを設定します。

続いて36ページをご覧ください。地域生活支援の充実についてです。

こちらにつきましては、国の基本指針で令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置や年1回以上の運用状況の検証及び検討を実施することを基本とする目標が示されているため、本市においては、拠点運営委員会において、年1回の運用状況の検証及び検討を実施するなど、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるように取り組んでまいります。

また、36ページの3段落目に記載しているとおり、今回新たに国は強度行動障害のある人についての記述を加えています。そのため、本市においても、強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の充実を図るため、令和8年度末までに状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを目標とします。

37ページをご覧ください。37ページからは、福祉施設から一般就労への移行等についてです。こちらにつきましては、国の基本指針で8つの項目が示され

ています。本市においては、①福祉施設から一般就労への移行者数については、令和3年度に153人が一般就労したことを踏まえ、令和8年度は194人、令和3年度から1.27倍の増加を目標としております。②、④、⑤については過去の実績から目標値を算出しています。

続きまして、③、⑦については、新たな項目となりますが、本市においては、国と同様の数値を目標としております。

⑧についても新たな項目とはなりますが、本市においてはすでに就労支援部会を設置しており、支援ネットワークは構築されていると考えています。引き続き就労支援部会を開催することで地域の就労支援ネットワークの強化に取り組んでいきたいと考えております。

39ページの目標は療育支援課から説明させていただきます。」

療育支援課整備計画係長

「障害児支援の提供体制の整備等について、説明いたします。

まず、①の重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容、インクルージョンの推進についてですが、本市では児童発達支援センターがすでに2か所設置されており、国の目標値は達成しております。

ここでは、児童福祉法の改正内容に合わせ、児童発達支援センターが地域における中核的な支援機関であることを明示した上で、ほかの事業所や本市のこども発達相談センターと連携を図りながら、地域支援体制の整備を進めてまいります。

保育所等訪問支援については、それぞれのお子様に応じた支援の必要性から利用が拡大しているところがございますので、保育所等と事業所が連携・協力して支援を行う体制を構築してまいります。

また、こども発達相談センターの巡回相談等を通じて、保育環境等の充実を図り、全ての保育所で障害のあるお子様が受け入れられるよう支援していくことで、インクルージョンを推進いたします。

次に、②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保でございます。

こちら、児童発達支援、放課後等デイサービスを各1か所、という国の数値目標は達成されておりますので、数値に関する目標の記述はございませんが、引き続き、体制整備の充実に取り組むほか、特に医療的ケアが必要となる方については災害時における対応が重要であると考えておりますので、サービスが安定して提供されるよう、関係機関との連携を図ってまいります。

次のページにまいりまして、③の医療的ケア児支援のための関係機関の協議

の場の設置及びコーディネーターの配置ですが、本市においては、慢性疾病児童等地域支援協議会における協議体制、医療的ケア児等コーディネーターの配置及び同コーディネーター部会の開催により、今後も相談支援の充実を図ってまいります。

なお、医療的ケア児等コーディネーターの配置人数は現行計画の見込み値を達成しております。今後もニーズは拡大するものと考え、増員の見込みとしております。

療育支援課からは以上です。」

障害福祉課計画係長

「41 ページをご覧ください。相談支援体制の充実・強化等についてです。

こちらにつきましては、国の基本指針で総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の構築が目標に設定されております。

目標を達成するための活動指標として、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数、連携強化の取り組みの実施回数の見込みを設定することとされております。

本市においては、基幹相談支援センターふらっと船橋がすでに様々な障害種別に対応した相談支援を実施しております。

また、地域の相談支援体制を強化する取り組みとして、ふらっと船橋が事務局を担う船橋相談支援事業所連絡協議会、FAS-net が主催する研修会の開催や相談支援事業所への助言等を行うことで、相談支援体制の強化を図っております。

本市においては、これまでの総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化の取り組みに加えて、市内の総合相談窓口の複数化を進めることで、さらなる相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、新たな項目として、③で協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を記載しています。本市としましては、自立支援協議会の専門部会において、相談支援事業所の参画による事例検討の実施を年に1回実施などを設定し、地域づくりに向けた自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとしていきたいと考えております。

続きまして、43 ページをご覧ください。障害福祉サービス等の質の向上についてです。

こちらにつきましては、国の基本指針では障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築するが目標に設定されております。

44 ページをご覧ください。目標を達成するための活動指標として、県が実施する研修への参加人数、障害福祉サービス等における請求審査の結果の事業所

や関係自治体との共有回数、障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有回数を設定することとされております。

本市においては、すでにどれも実施しており、①と②については令和4年度実績と同様の見込を設定しまして、③の共有回数については必要に応じ実施と記載します。

続きまして、45ページの目標は療育支援課から説明させていただきます。」

療育支援課整備計画係長

「発達障害者等の支援について説明させていただきます。

相談体制の充実のため、こども発達相談センターを始めとした関係機関において、引き続き保護者の不安に早期対応できるよう、体制の充実に取り組んでまいります。

46ページにそれぞれの活動の見込み量が記載されております。各事業の受講者数や参加人数については、今後、増えていくと見込んでおります。

療育支援課からは以上です。」

障害福祉課計画係長

「続きまして、47ページをご覧ください。47ページから52ページが障害福祉サービス、相談支援の見込み量とその確保のための方策となります。

全体的には、これまでの利用実績及び障害者手帳等の所持者数の傾向を踏まえ、サービスの利用は今後も増えていくと見込んでおります。

このうち、50ページの施設入所支援については、国の削減方針もありますので、それに伴って微減する見込みとしております。

また、共同生活援助、グループホームにつきましては、障害のある人の地域生活の場としての重要性が高まっていると考えられることから、今後も利用は増えていくものと見込んでおります。

なお、今回新たに、生活介護、短期入所、グループホームについては、重度障害者に限定した見込量を設定するよう、国が示しているため、3つのサービスについては見込み量を設定しております。

また、令和7年10月から開始される予定の就労選択支援についても見込量を設定するよう、国が示しているため、見込量を設定しております。なお、見込みについては就労移行支援、就労継続支援A型、B型の新規利用者の見込みを基に算出しております。

続いて53ページをご覧ください。53ページから66ページまでが地域生活支援事業の見込み量とその確保のための方策となっております。地域生活支援事

業の各事業については、基本的には現状維持もしくは緩やかな増加を見込んでおります。

そのなかで、66 ページに専門部会からの意見を踏まえて新たに事業を記載した箇所がございますので、66 ページをご覧ください。令和4年度から開始した事業で、重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業と重度障害者等就労支援特別事業がございます。

重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業につきましては、重度障害者が、大学等への通学時や大学敷地内において、身体介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成する事業となります。また、重度障害者等就労支援特別事業につきましては、重度障害者が、通勤時や職場等において、身体介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成する事業です。

これらについても、ほかの事業と同様に見込量を設定するほか、見込量確保のための方策について記載しております。

それでは、67 ページから 69 ページの障害児通所支援及び障害児相談支援につきましては、療育支援課から説明させていただきます。」

療育支援課整備計画係長

「療育支援課より障害児通所支援及び障害児相談支援につきまして説明させていただきます。

まず 67 ページをご覧ください。障害児通所支援の見込み量となります。利用人数、利用日数の実績は増加傾向にあり、今後も更なる需要が見込まれております。

68 ページをご覧ください。障害児通所支援の見込み量確保のための方策となります。保育所等訪問については、インクルージョン推進のための重要な事業であり、今後も利用が増えていくものと見込んでおります。制度の利用に繋がりますよう、制度の周知を進め、事業所と保育所等が連携できる体制づくりを行ってまいりたいと考えております。

69 ページをご覧ください。障害児相談支援の見込み量及び見込み量確保のための方策となります。障害児通所支援の利用者の増加を受け、障害児相談支援の必要量も増加するものと見込んでおります。船橋障害者相談支援事業所連絡協議会等を通じ、事業所と引き続き連携を図り、障害児相談支援の提供体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

療育支援課からは以上です。」

障害福祉課計画係長

「最後に、70 ページをご覧ください。

こちらでは制度等の周知、円滑な実施、達成状況の点検及び評価について記載しております。

計画の進捗状況については、毎年自立支援協議会にその状況の報告をさせていただきたいと考えております。

計画素案の説明は以上となります。

今後の流れについてでございますが、本日の皆様からのご意見を踏まえて修正等をした計画案について、12月中旬から1月頃にかけてパブリック・コメントを実施し、市民から広く意見を募集します。2月にパブリック・コメントを経ました計画案を自立支援協議会で再度ご意見を伺い、計画の策定となります。議事⑥についてのご説明は以上でございます。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

池田則子委員

「4点ほどお話をさせてください。まず6ページの地域で自立した生活を送るための施策の3つ目、成年後見支援制度のことなんですけれども、8050が議論されているなかで、成年後見人制度に二の足を踏む親御さんが多いのはなぜなのかということで、実際に親御さん達と何度か成年後見支援制度のお話をしたことがあるんですが、家庭裁判所の判断で決まった後見人について、不服申し立てができないとか、ご本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻して裁判所の取り消しの審判を受けない限り、ご本人が亡くなるまでその状態が続くということ、そういうこともありなかなか二の足を踏んでいるというお話がありました。

PACさんはきっと後見人制度を利用される前段階の方の支援が多く大変ご苦労されているのではないかと思います。この制度を利用するメリット、デメリットというか不安事項を明確に示して、安心して暮らしていけるという情報をもっと身近に周知できるような方法を検討いただけたら利用促進が図れるのではないかなと思ったので、ここについてこのような話をさせていただきました。

次が16ページのグループホームのことです。当事者の親御さんからも伺うことがあるんですけれども、契約して利用開始するのですが、空きがあり入れるグループホームに入居されている状況で、職員の体制や食事面など支援内容がグループホームによって、大きな差があるように感じています。親御さんのなかにはこのグループホームを出たら次に行き場がないなどとお話しする方もいます。

当事者のことを考えると障害者区分にもよりますが、どのグループホームに入居しても安心して生活できるような地域になってほしいと願っています。必

要な支援が適切に行われるような体制づくりを推進していただきたいと願っています。

次が 39 ページです。障害児支援の提供体制の整備等の②のちょっと上です。5月の協議会の時に MD エコネット、山田委員からのお手紙に支援要望書で希望する保育園で通園を断られた方がいらっしゃった。令和 6 年度に障害者差別解消法の一部の改正が施行されるということも踏まえて改善が必要ではということの話がある。それに向け、保育運営課から今後全部の園で受け入れを目指し、全力で取り組みますと言っているお手紙だったと思います。そういうお話のなかで、今の 39 ページに全ての保育園で障害のある子供が受け入れられる取り組み等を支援することでインクルージョンを推進しますとこの一文を明確に入れていただけたことに大変感謝をしています。

私自身も障害者の親としてとてもこれに対してはうれしく思っております。ありがとうございます。

最後にもう一つ、58 ページの移動支援事業についてなんですけれども。これは何度もお話をさせていただいているんですが、人材不足でこういった希望があっても対応できていない状況がいまだ変わっていません。問い合わせはたくさんあります。相談員さんからも来ます。直接ご本人様からも来ます。親御さんからも問い合わせがあります。

そのなかで感じたことが船橋市ですごく広範囲にあるところなので、希望される方が当会よりもかなり離れたところだったりすることが多く、そうすると合流までの交通費など施設の負担も大きく、どうしても受け入れられるところが近場の方になってしまう。そういう意味でお応えできないこともございます。地域で暮らしていくために、いろんなところにたくさんの移動支援の事業者が増えてくれることを願っていますし、これからもそこに力を入れていただけたらありがたいです。」

小松会長

「ありがとうございます。質問は 1 番 2 番で。3、4 番はご意見ということで。1 番、2 番に関してお願いいたします。成年後見の話ですね。」

障害福祉課長

「障害福祉課でございます。1 番のところ、成年後見のところ、もう少しメリットだとか不安だとかそういうところをご理解いただいて、もう少し制度利用していただけるように周知するという。」

池田則子委員

「そうですね、やはりご理解いただけてない親御さんが大半なので、ホームページからとか資料を出してお話することもあるんですけども、なかなか高齢の方になってくると文章が多かったり、難しい言葉で書いてあるとご理解いただけないので、見て分かるような資料とかをもっと作成していただけたら、PACさんの負担も減るのかなと思って質問しました。」

障害福祉課長

「ありがとうございます。まずそれにつきましても PACさんと話をしながら現状を見つつ、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。」

グループホームで差があるという2つ目のご質問でございますが、グループホームにつきましても国の基準がございます、それに沿ってやっていただけたところもあるところでございますけれども、そういうご意見もございますので、これにつきましても、関係部署と話をしながら、どういうことができるかなというのを考えていきたいなと思っています。

最後、移動支援の人材不足というところでございます。移動支援につきましては令和4年10月から市でも時間帯加算を設けさせていただいて、これが事業所さんの人材不足の解消の一助になるのかなと考えていたところもございましたけれども、今言われたように広範囲でやるには、やはりそれぞれ連携できる事業所がないといけないので、これについてもこれで終わりというわけではなく、検討していきます。また、障害福祉サービスの方の報酬改定等もございますので、それを鑑みながら地域生活支援事業の方針についても検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。」

小松会長

「それでは千日委員お願いします。」

千日委員

「質問ではございません。委員の皆さんに実際の今後の計画づくりのなかで、現実的なところを今一度ご理解いただきたいというところがございます。国も報酬改定の進捗が出ておりますし、来年の1月2月ぐらいには明確になると思うんですけども、先ほども係長さんがおっしゃられていたように、強度行動障害の問題と医療ケアの必要な児と者の問題と触法の問題ですね。これについては非常に強く今後は国があげられていく問題だと承知しています。船橋さんのほうで膨大な資料で大変なご苦勞で作られていらっしゃることは御礼申し上げるんですけども、この3年間のスパンのなかで、福祉の中身というのはどんど

ん変わってくると思うんです。強度行動障害も非常にきれいに書いてあるんですけども関係機関と連携とか、医療的ケアの問題についても、触法は今回あまり触れられていないと思うんです。全て関係機関との連携とかきれいな言葉になるんですけども、いわゆるこの方たちが新たに入ってくるということを考えるとハードなんです。その整備をどのように作り上げていくのかというのがとても大事なことで、補助金をくださいと言っている訳ではないんですけどもただただ、一般のグループホームであったり一人住まいであったり、あるいは大きい施設の箱ものであったり、受け入れが困難な人たちばかりなんです。この部分をもう少し船橋としても中期的なスパンの計画でしょうから、より国よりも強く謳って頂きたいという要望が一つでございます。

今度は、入ってくるのではなく年を取った人たちの問題というのも今後問題が表面化してくると思うんです。これ制度上の問題でとても難しいと思うんですけども、全てが65歳になると、介護保険の優先という訳にはいかないというのが実態で、施設でお預かりしている方もいる、在宅をずっと継続している方で、短期入所だけは一時的な緩和措置として、障害福祉を使うことができる。介護保険を併用しながら、自宅でいろいろな入浴サービスとか訪問サービスを受けているんですけども、短期入所になってしまうと、特に自閉的な人は短期入所で障害のほうに来る、継続する人が多いんです。短期入所になるとその介護系のサービスは受けられなくなる。

入所施設は最初から介護保険の除外の施設なのでいいんですけども、グループホームは受けられるんですね。障害のグループホームは介護保険を併用することができるんですけども、短期入所になってくると、自宅にいる人が、違うところの施設には送れないという介護保険の制度があります。このことをある程度クリアしていかないと、預かっている施設では限界があるし、在宅でいられなくなった事情は親が年を取り子供が8050よりも9060くらいの世界になってますから、このことを文章化していくことは難しいでしょうけども、介護保険との関連性というのもぜひ障害福祉のなかで、これは的違いかもしれませんが、必ず必要になってくるし、それがあると全ての事業所の方たちが非常に助かるという部分が出てくると思うんです。これは是非ともこの膨大な資料に厄介なお願いをする訳ですけども、少しでも文言を加えて踏み出すんだというのを記載していただければありがたいと思います。

最後に、船橋も古くから施設があって50年60年を迎えているところも多いんですけども、人材確保に繋がるかどうか分からないですけども、皆ボロボロになってきているんですね。グループホームに補助出すよとか、新しいものについてはどんどん出しますよということなんですけども、経年劣化したものに対する補助制度というものも、少しずつ考えていかないと、入ってくる方、今皆さ

んのところもそうですが全部個室を求められていますし、グループホームも少人数化で、船橋はとても地面の高いところですから、整備を一つ一つするのも並みの体力では建てられないですね。この辺のところも含めて、やはりそういうのを整備していると船橋の施設で働きたいという人材も増えてくると思うんですよ。ボロボロのところでも誰も働きたくないですから。そういうことも含めて、なかなか人材を確保するのは福祉業界だけではないはずですけども、魅力ある業務づくりというのは、そういう環境を整えていくということについても呼び込む処方の一つではないかと思います。お願いでございます。以上です。」

小松会長

「ありがとうございました。」

住吉委員

「障害福祉計画のなかでの取り組みとしてあたるかどうか分からないですが、日頃の活動のなかで、今後問題になることではないかと思われることがあるのでお話をさせてください。この資料6のなかであたるとすれば、53ページの地域生活支援事業の理解促進研修、啓発事業というところにあたるのかなと思います。昨今精神障害の方という訳ではなく、子供さんの自殺の数がコロナ禍の影響もあるとは思いますが、以前に比べて増えております。子供さんもメンタルヘルスというのがとても深刻な問題だと思いますので、今後保健、医療、福祉のみならず、教育機関の方も今日はたくさん参加してくださっていますので、それぞれの機関で取り組みされているかもしれないんですが、この問題は地域全体で今後の色々な課題になると思うので、私たち精神の事業所ではありますが、私たちだけではとても太刀打ちできる問題ではありませんので、今後こういった啓発事業や理解促進の活動のなかで子供の心の健全な育成ということで、何か少しずつアクションを起こしていかないと将来的に大問題になると私も常日頃の活動として思っております。今後の計画等々に反映されていくことができればいいなと思っております。以上です。」

山田委員

「今の住吉さんのご意見と千日さんのご意見とも関連するんですが、自殺が増えている。子供たちが肯定してもらえないというか、かなり周囲から否定的にみられているという環境があると追い込まれていくんじゃないかと思うんですね。それは障害がある子にとってもそうで、障害というのは決して否定的にみるのではなく、ありのままに認めて、ここまで行かなきゃいけないというものではなく、今のままで支援を受けて、そして皆がしているような、ささやかな普通の生

活ができるようにすると、それが私たち皆が考えるべき支援だと思うんです。そういう意味では地域生活支援事業の例えば移動支援なんかは非常に大事なもので、これをもっと重要視して、対象の拡大とかそういうことをぜひお願いしたいと思うんです。

あと 2 点あるんですが、もう一つ強度行動障害のことです。これは皆様よくご存じだと思いますが、2013 年に千葉県の袖ヶ浦福祉センターで強度行動障害の青年が虐待による死亡という大変な事件が起きました。この袖ヶ浦福祉センターは、この事件の起きる前に、強度行動障害の人への支援をこのセンターの使命とするというふうに明確に位置付けて取り組んできたところです。ところがその結果がこのようになってしまったということですね。そしてそれを受けて、こちらの委員だった佐藤彰一先生なんかは検討委員会のなかに入られて袖ヶ浦福祉センターのことを受けて、地域でどう強度行動障害の方を受け止めるかという問題に取り組み始めたところだと思うんです。千日さんがおっしゃたように最初から強度行動障害の人がいらっしやるわけではない。やはり環境等の様々なマイナス要因によって、強度行動障害を持つに至ってしまったんだと思うんです。ですからこの方々の支援というのをどうしていくのかということ、国の何年までの作りなさとこののを待たずに、早急に船橋市で取り組んでいかなければならない課題だと思っております。

あと、もう一つ保育所のことですけれども、39 ページのさつき池田委員がおっしゃられたことの補足になりますが、39 ページのところでは全ての保育所で障害のある子供を受け入れられる取り組みを支援する。そのためにこども発達センター、発達相談センターが尽力するということを入れていただいたことは本当に大変うれしいことで、これがこのまま推進されて本当に全ての保育所で受けられるようにというふうにやっていただけたらいいと思います。

それと保育所と学校との連携というものも保護者から強い希望があります。これについてはちょっと 5 の資料になりますけれども、総合教育センターの方で色々コーディネーターの方の研修とかそれから、通勤指導教室を充実させたいという取り組みを進めていただいて、そして就学前の子供との連携も進めてくださるということが書いてありますので、大変ありがたい方向だと思います。ぜひよろしく願いいたします。」

小松会長

「ありがとうございます。」

清水委員

「すいません、時間がないところ、手短に。この第 3 期の障害児福祉計画の位置

づけとしては、障害児の通所支援及び障害児の相談支援の提供体制確保について書かれているので、たぶん話とはちょっと資料が違ったかもしれないんですけども。子供の地域生活支援についていうところ。4ページのその計画のなか、要するに障害児。医ケアのお子さんもそうですけども、船橋でなかなか緊急時の対応ができるものが少ないというか当然医ケアコーディネーター部会でもそうですし、障害児部会でも話が出る話なんですけども、ここの何を持って、何をどう考えていけるのか。結局相談員、周り、保護者が探し回って疲弊して終わっている。なので、この計画自体は療育の部分が中心に載っているものなんですけども、子供時代のやっぱり地域生活を保つために、親の、者はあんしんねっと。15歳以上、63条を使うのであれば対応できるんですけども、15歳未満のお子さん達が地域で暮らしていくための緊急時の対応がなかなかできない。ここについてはすごく悩ましい部分で、どこの計画にこれが載っていくのか、どこの策定なり計画委員会で話されているのか。ここに載らないという前提であれば、そこはどういうふうに考えていけばいいのか、なかなかちょっと難しい話なんですけども、ずっとこの話が出ているので、改めて確認をさせていただきます。」

療育支援課長

「ご質問が緊急時の対応、あんしんねっとは15歳以上の対象で、15歳未満については、なんてお話が出たと思うんですが、先ほど清水委員がおっしゃっていただいた医療的ケアの関係については、医療的ケアコーディネーターを設置することができる、できたってというのがまず一歩前進でありまして、そのコーディネーター部会の方が医療的ケア児、その家族を支援サポートするというようなことを目指して、部会ではそのコーディネーター一個人が担っていくということではなくて、組織でネットワークでそういったものを包み込んで対応できるようなことをやっていこうということで、コーディネーター部会のなかには医療関係、学校関係、福祉関係の皆様を入れて、検討していくというような状況があります。こういったところを丁寧にやっていくというのが結果的に対応できるような仕組みを作っていくのだと考えているところです。緊急時にどうのというようなことではなく、そういったものも捉えたなかで、いざという時に使えるような仕組みを、少しずつ問題点を、課題を整理しながら対応を考えています。というのが現状でございます。

計画のなかの医療的ケアの関係については、そのような形で対応を考えていきたいんだということをごささせていただきます。

また、医療的ケアの関係ばかりで大変恐縮なんですけども、まあ入所の関係、入所しないといけないとか緊急時に短期入所だとか、そういったのが市内にあるのかとか、設備上の話といったところもあるかとは思いますが、船橋は残念ながら

らそういったものがないです。これにつきましては長年ですが、千葉県に船橋だけで見ることではなくて、東葛南部保健医療圏というのが5市だったと思うんですけども構成されてます。そういった広域で見てもその医療的ケアのお子様を重症心身障害児とかですね。そういうようなお子様を受け入れる入所施設、合わせて短期入所なんか併設してやってる部分があるかと思うんですが、そういったものがないというような状況があります。ですので、そういったものは県に設置の要望を。今現在は、児童、県が認可をする権限を持っているところでございますので、この入所施設につきましては県に要望をしているところです。

広域的な範囲でないというところを捉えて、県で積極的な対応をお願いしたいんだということについては、この件について引き続きお願いをしていきたいと考えているようなところです。

お答えになってるかどうか分からないんですが、以上でございます。」

清水委員

「すいません、ありがとうございます。それに基づいて、現状も周りが動いてやっていることは、もう理解していただけたと思いますけど、ただそういった子達が計画に、どこの計画に載せていくのかなっていう。もともと箱がないので、その実施状況だとかっていうのはないんですけども、何とか見込み量のところで、計画的に乗らないのかなっていう一つの疑問と、令和8年に児相が開設する時に、これも含めて医ケアのお子さんだけではなくて、障害児のことも結局の船橋にはないので、おっしゃったように他市をあたりまくるしかないという状況が、もう40年続いているなかで児相さんの役割、改めて、ここすごく興味があることなので、そういったところで、どこにそういった障害児の地域生活支援が載って来るのかなっていう、そこが1期もそうでしたけども今回も令和8年このままいった時にはこれが載らない。要するに検討はして行って、それ以降に載るんであれば現状は変わらないので、ちょっとそこがすごく危惧している部分でお聞きしました。ありがとうございます。」

小松会長

「よろしいでしょうか。色々な課題がまだまだあるので、これをパブリック・コメントもありますけども、皆様のご意見をまた引き続きということなると思います。強度行動障害に関して少しだけちょっと言いますと、やはり先ほどのセンターがなくなって近くの病院、精神科病院ですね。その院長から私になんとかっていうふうに相談受けているんですよ。だから実際なかなかうちの病院も現状難しいし、そもそもが精神科病院でみる方なのかという話もありますので非常に難しいと思います。だからその障害福祉のなかで、やはりその問題を取り組

んでいただくシステムは絶対必要だと私も思っておりますので、まあぜひ今度の計画に取り組んでいただく形を何とかね、作っていただきたいと、私も思います。時間が減っておりますのでよろしいでしょうか。」

議事⑦障害者週間記念事業について

小松会長

「それでは議事⑦ですね。障害者週間記念事業についてでございます。事務局からお願いいたします。」

障害福祉課計画係長

「資料7をご覧ください。第29回船橋市障害者週間記念事業をになります。今年度も12月3日から9日の障害者週間に合わせまして、記念事業を開催いたします。

日程につきましては、12月1日、2日、金曜日、土曜日の2日間。場所は昨年度同様のイオンモール船橋となります。

資料の裏面に作成中のチラシを載せておりますので、合わせてご覧ください。

内容といたしましては、毎年開催しております、障害のある方が製作した絵画、書などを展示する作品展、障害者就労施設等による販売会に加えて、今年度は白杖体験や身の回りの視覚障害に対応しているモノに実際に触れることのできる体験会を行います。

委員の皆様もご都合がよろしければ、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

以上でございます。」

議事⑧その他

小松会長

「それではその他ということで、山田委員からお願いします。」

山田委員

「お時間のないのかすみません、じゃなかしゃばという人を会報ですが、私どもの最近の活動が載っておりますので、ちょっとパラパラ見ていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。」

小松会長

「それではこれで全ての議題が終わりましたので、最後に事務局から事務連絡をお願いします。」

障害福祉課長補佐

「次回の開催については、2月頃を予定しております。第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画素案に対するパブリック・コメントの結果についてご報告する予定です。詳しい開催日時・議題については、決まり次第、皆様にご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上を持ちまして、本日の会議を終了します。

どうもありがとうございました。」